

テーマ 1 障がい者の差別解消について	
内容	(1) 事業者による合理的配慮の提供について
詳細	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年5月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「差別解消法」という。）の一部改正が行われ、民間の事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供が義務化されることとなった。 ○ 施行まで（公布日から3年以内）に、改正法について周知を図り、準備を進めて行く必要がある。
内容	(2) 差別解消相談について
詳細	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 差別解消法における相談窓口は、国・都道府県・市町村にそれぞれ相談窓口を設けているが、それぞれに事案に対応しているため、自治体によって、相談員のスキルや事例の蓄積に偏りがあり、単独の自治体のみでは、解決が困難な事案もある。 ○ 差別解消法では、差別解消の推進に関して、国と地方自治体とが適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力する責務が追加されている。相談体制についても役割分担を明確にし、連携を図っていく必要がある。 ○ 障がい者への周知が不十分であり、差別解消相談へつながっていない場合がある。
テーマ 2 障がい者の虐待防止について	
内容	(1) 障がい者の虐待防止について
詳細	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年3月29日に厚生労働省が公表した障害者虐待対応状況調査の結果によると、令和2年度の全国の施設従事者による障がい者虐待件数は632件と、平成24年度の80件から右肩上がり推移している。 ○ 障がい者施設では、行動障害があるなど、より専門的な支援が必要な利用者に対して、支援に行き詰まり暴行に至る事例がある。虐待の原因として、支援スキルが不十分、虐待防止についての基礎的知識がないということが挙げられており、現場の意識改革が課題となっている。 ○ 令和4年度より、全事業所へ虐待防止委員会の設置が義務化された。
テーマ 3 障がい者の社会参加について	
内容	(1) 障がい者の社会参加について
詳細	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の自立を促進するため、障がい者一人ひとりが、本人の希望やその個性が尊重されながら、地域社会に参加し、役割を果たすための支援が求められている。 ○ 障がい者が社会活動に参加することは、本人の生きがいや生活の質の向上につながるだけでなく、障がいの有無を超えた地域の交流の機会となり、地域住民にとって、障がいや障がい者に対する理解を深めるきっかけともなる重要な機会であるため、更に促進していく必要がある。